

○特定地域医療提供機関・技能向上集中研修期間の指定及び評価結果

医療機関名（所在地）	指定日	指定した特定労務管理対象機関の種別		奈良県保健医療計画における 当該医療機関の位置づけ	医療機関勤務環境評価センターの評価	県による支援の方針	指定期間	
		指定の種類	指定事由				始期	終期
奈良県総合医療センター （奈良県奈良市七条西町2丁目897-5）	令和6年2月29日	特定地域医療提供機関 （B水準）	救急医療（三次救急医療機関）	・地域がん診療連携拠点病院 ・脳卒中の急性期医療を実施する医療機関 ・緊急心臓カテーテル検査及び治療を24時間365日実施可能な医療機関 ・地域周産期母子医療センター	・労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。 ・医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮計画案から今後の取組が見込まれる。	県においては、医師の労働時間短縮のより一層の推進のため、医療勤務環境改善支援センターを通じて医師の業務内容見直しについて支援を行うこととする。	令和6年4月1日	令和9年3月31日
		技能向上集中研修機関 （C-1水準）	臨床研修・専門研修プログラム研修機関					
近畿大学奈良病院 （奈良県生駒市乙田町1248-1）	令和6年2月29日	特定地域医療提供機関 （B水準）	救急医療（三次救急医療機関）、地域において当該医療機関以外で提供することが困難な医療	・地域がん診療連携拠点病院 ・脳卒中の急性期医療を実施する医療機関 ・緊急心臓カテーテル検査及び治療を24時間365日実施可能な医療機関	・労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。 ・労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組は行われているが、各診療部門の長やBC水準対象医師に向けた研修の取組が必要である。	県においては、各診療部門の長やBC水準対象医師に向けた研修の取組拡充のため、医療勤務環境改善支援センターを通じてBC水準対象医師の労働時間短縮に係る取組について支援を行うこととする。	令和6年4月1日	令和9年3月31日
		技能向上集中研修機関 （C-1水準）	専門研修プログラムの研修機関					
奈良県立医科大学附属病院 （奈良県橿原市四条町840）	令和6年2月29日	特定地域医療提供機関 （B水準）	救急医療（三次救急医療機関）、地域において当該医療機関以外で提供することが困難な医療	・都道府県がん診療連携拠点病院 ・脳卒中の急性期医療を実施する医療機関 ・緊急心臓カテーテル検査及び治療を24時間365日実施可能な医療機関 ・総合周産期母子医療センター	・労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。 ・労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組としてタスク・シフト/シェアの推進がなされている。	県においては、医療機関の要請に応じて医療勤務環境改善支援センターを通じて、働き方改革に関する支援を行うこととする。	令和6年4月1日	令和9年3月31日
		技能向上集中研修機関 （C-1水準）	臨床研修プログラムの研修機関					
公益財団法人 天理よろづ相談所病院 （奈良県天理市三島町200）	令和6年2月29日	特定地域医療提供機関 （B水準）	救急医療（二次救急医療機関）、地域において当該医療機関以外で提供することが困難な医療	・地域がん診療連携拠点病院 ・脳卒中の急性期医療を実施する医療機関 ・緊急心臓カテーテル検査及び治療を24時間365日実施可能な医療機関 ・周産期医療実施医療機関	・労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。 ・労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組は行われているが、勤務計画の作成が計画段階であることから早期実施に向けて取り組むことが必要である。	県においては、勤務計画の適正な実行のため、医療勤務環境改善支援センターを通じて勤務計画実施状況の確認を行うこととする。	令和6年4月1日	令和9年3月31日
		技能向上集中研修機関 （C-1水準）	臨床研修・専門研修プログラムの研修機関					
奈良県西和医療センター （奈良県三郷町三室1丁目14-16）	令和7年3月17日	特定地域医療提供機関 （B水準）	救急医療（二次救急医療機関）	・病院群輪番制参加病院 ・超急性期脳卒中加算を届けている医療機関 ・脳血管疾患等リハビリテーション科（I）を届けている医療機関 ・緊急心臓カテーテル検査及び治療を24時間365日実施可能な医療機関 ・DMAT指定病院 ・小児科病院二次輪番体制参加病院	・労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。 ・労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組は行われているが、勤務計画の作成や医師の労働時間短縮に向けた研修・周知の実施などが計画段階であることから早期実施に向けて取り組むことが必要である。	県においては、医療勤務環境改善支援センターを通じ、勤務計画の作成や医師の労働時間短縮に向けた研修・周知の支援を行うとともに、実施状況についての確認を行うこととする。	令和7年3月17日	令和10年3月16日
		技能向上集中研修機関 （C-1水準）	臨床研修プログラムの研修機関					